

## サイバーセキュリティの確保の状況の評価に係る方針

〔 令和 7 年 月 日 〕  
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項第 4 号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部（以下「戦略本部」という。）がつかさどる事務である、サイバーセキュリティの確保の状況の評価（以下「状況評価」という。）について、その実施のための方針を以下のとおり定める。

## 1 状況評価の目的

本状況評価は、国の行政機関、独立行政法人及び法第 13 条に規定する指定法人におけるサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価（原因究明のための調査を含む。）を行うことに加え、その前段階として、情報システムに対する不正な活動であって情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて行われるものの監視及び分析を行うこと等により、平時から、サイバーセキュリティの確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事象が生じていないかを調査・把握し、その結果に基づいて確保の状況の評価を実施することにより、国の行政機関、独立行政法人及び指定法人全体のサイバーセキュリティを確保することを目的としている。

## 2 状況評価の対象

国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（以下「行政機関等」という。）を評価の対象とする。

なお、本方針において「国の行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関並びにこれらに置かれる機関をいう。

## 3 状況評価の基本的な方向性

行政機関等は、自らの責任において情報セキュリティ対策を講じていくことが原則である一方、本状況評価では、戦略本部が政府横断的な立場から一律の水準で常時、状況評価を行う。また、本状況評価のため、情報システムに対する不正な活動であって情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じて行われるものの監視及び分析を行う。

(案)

行政機関等は、監視に必要な情報や行政機関等において発生したサイバーセキュリティに関する事象に係る情報など、戦略本部による評価に必要な情報を提供するものとする。

これらの情報を踏まえ、戦略本部は、サイバーセキュリティの確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事象が生じていないかという観点から、評価を行うとともに、当該事象を改善するために必要な情報の提供やサイバーセキュリティを確保するために必要な助言等も行う。また、評価の内容について、戦略本部が所掌する他の事務にも活用する。

なお、状況評価に含まれる重大な事象に対する施策の評価に係る事務等については、サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を参照するものとする。

#### 4 状況評価の進め方

##### (1) 状況評価の詳細に係る文書の策定

本方針を踏まえ、行政機関等における状況評価のために必要な事項等を記載した文書を、国家サイバー統括室が定める。

##### (2) 状況評価の実施

戦略本部は状況評価を実施し、過年度の状況評価結果のうち重要な事項については、その改善状況を継続的にフォローアップする。

##### (3) 状況評価結果の通知

サイバーセキュリティが確保されていない状況を認知した場合、戦略本部は、随時、行政機関等へ通知する。また、サイバーセキュリティが確保されていない状況に至る危険性が高い脆弱性等の情報について、行政機関等に注意喚起を行う。

通知及び注意喚起（特に危険なものに限る。）を受けた行政機関等は、速やかに必要な改善を実施又は改善計画を策定し、改善結果又は改善計画を戦略本部に報告するものとする。

##### (4) 状況評価結果の取りまとめ

サイバーセキュリティの特性を踏まえ、攻撃者を利することにならないよう配慮した形で、戦略本部は、当該年度の状況評価の結果を取りまとめる。

##### (5) 状況評価に係る事務の処理

以上の状況評価に係る事務については、(1)の文書に基づき国家サイバー統括室が実施する。また、状況評価に含まれる監視及び分析に係る事務の一部のうち、新たな脅威に対応するための知見の創出に重点をおいた監視及び分析の業務（行政機関等の情報システムにおける挙動等を監視し、それらを分析することで攻撃者の痕跡情報等や攻撃の検知ルール等の知

(案)

見を創出する活動等)については、法第31条第1項第2号の規定に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構に委託し、実施させる。また、上記の分析による新たな知見を活用し、不正な活動を的確に検知することに重点をおいた監視及び分析の業務については、同号の規定に基づき独立行政法人情報処理推進機構に委託し、実施させる。